

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西15条南1丁目2番地2  
 氏 名 有限会社 清野商店 代表取締役 木原 誠 様

平成30年3月5日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭より生じる家庭ごみ</li> <li>・遺品整理に伴って生じる家庭ごみ</li> </ul>
営業所の所在地及び名称		帯広市西15条南1丁目2番地2 有限会社 清野商店
許可期間		平成30年 3月12日から 平成32年 3月11日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		豊頃町内全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地 十勝環境複合事務組合 くりりんセンター (平成30年4月から名称変更) 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	

平成30年 3月12日

豊頃町長 宮 口

